

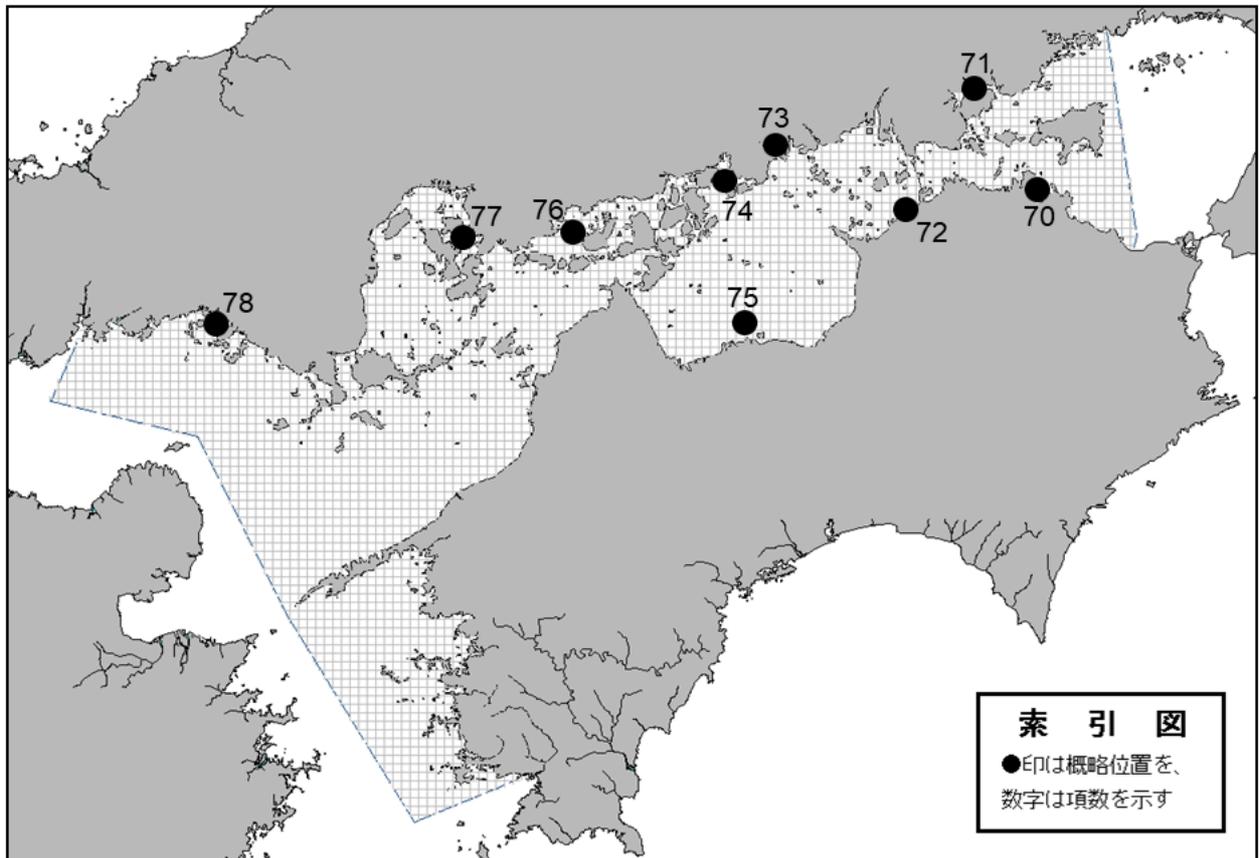


# 第六管区水路通報 第10号

令和8年3月13日

第六管区海上保安本部

- 第 70項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、志度湾 魚礁設置
- 第 71項 瀬戸内海 - 岡山港 棧橋撤去
- 第 72項 瀬戸内海 - 丸亀港 ドルフィン撤去
- 第 73項 瀬戸内海 - 福山港 工事中防波堤存在等
- 第 74項 瀬戸内海 - 尾道系崎港付近、白島西岸 潜堤存在
- 第 75項 瀬戸内海 - 新居浜港北方 灯浮標復旧
- 第 76項 瀬戸内海 - 大崎上島西方 灯標改修工事
- 第 77項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島東岸 灯台消灯、仮灯設置
- 第 78項 瀬戸内海 - 徳山下松港、第3区 工事中岸壁存在



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji\\_6kan.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html)



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

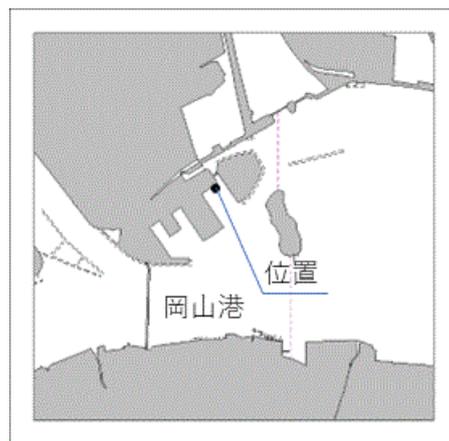
★8年70項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、志度湾 魚礁設置

位置 34-20-56.0N 134-09-43.3E  
備考 (1) 鋼製、高さ約1.9m、27基  
(2) 石材、高さ約2.0m  
海図 W137A  
出所 第六管区海上保安本部



★8年71項 瀬戸内海 — 岡山港 栈橋撤去

位置 34-36-21N 133-59-02E付近  
海図 W155  
出所 第六管区海上保安本部



★8年72項 瀬戸内海 — 丸亀港 ドルフィン撤去

位置 34-17-59.7N 133-47-33.9E  
海図 W1123  
出所 第六管区海上保安本部



★8年73項 瀬戸内海 — 福山港 工事中防波堤存在等

六管区水路通報7年47号458項削除

1. 工事中防波堤存在  
 区域 2地点を結ぶ線上付近  
 (1) 34-27-51.8N 133-24-32.4E  
 (2) 34-27-50.5N 133-24-31.9E(既設防波堤先端)
2. 簡易灯付浮標移設  
 位置1 34-27-53.2N 133-24-33.1E、赤色灯(4秒1閃光)  
 位置2 34-27-51.9N 133-24-32.6E、緑色灯(4秒1閃光)
- 海図所 W1137  
 第六管区海上保安本部



★8年74項 瀬戸内海 — 尾道糸崎港付近、百島西岸 潜堤存在

- 区域1 2地点を結ぶ線上(幅約19m)  
 (1) 34-22-43.3N 133-15-19.8E  
 (2) 34-22-43.8N 133-15-24.7E
- 区域2 2地点を結ぶ線上(幅約18m)  
 (1) 34-22-36.6N 133-15-20.8E  
 (2) 34-22-44.9N 133-15-19.6E
- 備考 黄色灯付浮標(4秒1閃光)で表示  
 海図所 W114-W103-W1118  
 第六管区海上保安本部



★8年75項 瀬戸内海 - 新居浜港北方 灯浮標復旧

六管区水路通報8年5号35項削除  
名称 新居浜東航路第3号灯浮標  
位置 34-02.7N 133-18.7E  
海図 W1128-W153-JP153  
参照書誌 411 4552番  
出所 今治海上保安部



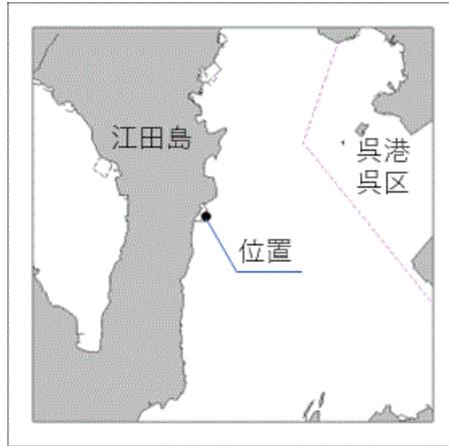
★8年76項 瀬戸内海 - 大崎上島西方 灯標改修工事

六管区水路通報7年49号486項削除  
期間 令和8年3月31日(予備日を含む)まで  
名称 下碇磯灯標  
位置 34-15.2N 132-47.6E  
備考 (1) 改修工事に伴い、灯塔の周囲が足場及び黒色のシートで覆われる  
(2) 灯火に影響はない  
海図 W141-W1108-JP1108  
参照書誌 411 4650番  
出所 第六管区海上保安本部



★ 8年77項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島東岸 灯台消灯、仮灯設置

名称 小用港秋月東防波堤灯台  
 位置 34-13.7N 132-29.6E  
 備考 仮灯(群閃赤光、毎6秒に2閃光)を設置  
 海図 W1109-W142  
 参照 411 4765.9番  
 出所 呉海上保安部



★ 8年78項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 工事中岸壁存在

区域 (1) 34-01-37.1N 131-46-51.5E(工事中岸線角)  
 (2) 34-01-36.9N 131-46-52.0E  
 (3) 34-01-35.4N 131-46-51.2E  
 (4) 34-01-35.8N 131-46-50.1E  
 (5) 34-01-37.3N 131-46-50.9E(工事中岸線角)  
 備考 ケーソンに黄色簡易灯を設置  
 海図 W1106-W126  
 出所 第六管区海上保安本部

